

# これまでの開設計画認定制度等の検討状況

---

令和3年2月  
事務局

### 第3章 2.(2) ②開設計画認定制度関係 (ア)開設計画認定の審査基準等

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書P198)</p> <p>開設計画の認定については、総務大臣が策定する特定基地局の開設指針において開設計画の認定の審査基準が示される。これまでの開設計画において電波の有効利用や能率的な利用に関する事項が重要な審査基準として位置づけられている。</p> <p>また、近年のデータ通信の高速化の進展やキャリアアグリゲーション等の普及により事業者の保有周波数が事業者間の競争力に大きな影響を与える要素となっている。</p> <p>よって、移動通信システム用の周波数の割当てにおいては、技術革新に対応した周波数利用の効率性や保有周波数が事業者間の競争環境に与える影響を考慮する必要がある。</p> <p>そのため、開設計画の審査基準において技術革新に対応した周波数の有効利用を確保する観点とともに、新規参入やMVNO等による競争促進を含めた当該周波数を用いる事業者間の公平性の観点を考慮すべきである。また、開設計画の認定制度の重要性が高まる中で、制度について分かりやすい周知を行うべきである。</p>	<p>平成30年4月の4G普及のための開設指針においては、空間分割多重方式(MIMO)や256値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術等その当時の最新の技術を導入した特定基地局の開設を義務づけた。また、保有周波数が事業者間の競争環境に与える影響の観点から、割当て事業者が、既存の移動通信事業者へ事業譲渡等をした場合は、開設計画期間中であっても認定を取り消す旨を新たに規定。</p> <p>本開設指針により、楽天モバイル株式会社(当時は楽天モバイルネットワーク株式会社)に周波数が割り当てられ、新規参入となった。</p> <p>開設計画の認定制度に周知については、電波利用ホームページにおいて、各周波数の割当ての際の開設指針等の情報を提供。</p>

### (イ)開設計画の実効性を高めるための監督

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書P200)</p> <p>認定期間中の開設計画の実効性を高めることは重要であるが、既に当該周波数を用いた移動通信システムによる電気通信役務の提供が開始されている際にこのような開設計画の認定の取消しや免許の取消しを行った場合には、当該移動通信システムを用いた電気通信役務の提供が中断されることとなり国民に与える影響や認定開設者等が負うコストは大きい。</p> <p>そのため、移動通信システム用の周波数の有効利用の重要性が増す中で、認定期間中の開設計画の実効性を高めるため、認定開設者に対して様々な強弱の監督手段を組み合わせた重層的な監督措置を確保すべきである。</p>	<p>平成30年4月に参入した楽天モバイル株式会社においては、平成31年3月に総務省からの要請を受けて同月末に提出された基地局整備計画と比して進捗状況に遅れが見られたため、累次の行政指導により、開設計画の確実な履行等の要請と毎月の取組状況の報告するよう求め、開設計画の認定の取消しや免許の取消しによらない措置を実施をした。</p> <p>その他、700MHz帯等終了促進措置の進捗状況の影響により開設計画に遅れが生じた場合には、開設指針に基づく四半期ごとの報告の中で、認定開設者にリカバリ計画の提出を求め、その進捗状況の把握・管理を実施。</p>

## (ウ)認定期間終了後の周波数の有効利用の確保

### (i)周波数の有効利用に関する計画及びその進捗状況の確認・公表

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書P201)</p> <p>移動通信システム向け周波数の有効利用に向けたインセンティブを継続的に確保する観点から、周波数の有効利用に関する計画の提出を受けてその内容を確認すること等を検討することが適当である。</p> <p>また、周波数の有効利用の状況について定期的に確認・公表する仕組みを検討すべきである。具体的には、電気通信業務用の移動通信システム向け周波数帯の免許を取得している事業者から、総務大臣が周波数有効利用の状況について毎年定期的に報告を受けた上で、これを公表する仕組み等を検討することにより、周波数の有効利用に向けた正のサイクルが回るような仕組みを検討することが適当である。</p> <p><b>(ii)移動通信システム単位による再免許</b></p>	<p>(周波数の有効利用に関する計画に係る対応状況は次ページに記載)</p> <p>電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成29年5月12日法律第27号）により、これまでおおむね3年ごとに行われていた電波の利用状況の調査等について、携帯電話及び全国BWA（広帯域移動無線アクセスシステム）の周波数については、毎年調査を行うこととした。</p> <p>これまで平成30年度及び令和元年度の2度の調査を行っており、基地局数や人口カバー率など「各周波数帯の調査」とラックやMVNOへのサービス提供などの「周波数横断的な調査」の2つの観点から行い、評価を行ってきているところ。</p>

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書P202)</p> <p>移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、再免許申請について、移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべきである。</p> <p>なお、制度的に再免許は更新ではないが、免許人は実質的に再免許を前提としてビジネスを行っている場合が多いため、再免許が認められる基準等を予め明らかにすること等により予見可能性を高めることが重要である。</p>	<p>平成29年に一斉再免許制度<sup>(※)</sup>を導入。初回の一斉再免許は令和4年10月1日を予定しており、具体的な運用について検討中。</p> <p>(※)一斉再免許制度 5年に一度の一斉再免許申請時に、携帯電話・全国BWA事業者は免許期間における周波数の有効利用に関する「将来の業務計画等」(人口カバー率等)及び前の免許期間における将来の業務計画等の達成状況を記した業務概要の提出を求め、その内容を踏まえて一斉再免許を行う。</p>

## 第3章 1.(1)周波数の返上等を円滑に行うための仕組み

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書 P70)</p> <p>認定期間終了後の周波数帯について、周波数帯ごとに、移動通信事業者に対して、基地局数、人口カバー率、面積カバー率、周波数有効利用技術、トラヒックの状況などを含む周波数の有効利用に関する計画を策定させ、総務大臣が審査する方法が考えられる。また、当該計画の認定後においては、当該計画の進捗状況について、毎年、総務大臣に報告を行わせることも有効である。</p> <p>仮に、移動通信事業者が、正当な理由なく当該計画を達成できないと認められる場合には、周波数の返上を行わせることが適当である。ただし、返上に当たっては、当該周波数帯を利用する携帯電話等のサービスの利用者への影響を考慮し、十分な周知期間を設ける等、利用者保護を十分に図ることが必要である。</p> <p>また、周波数の有効利用をより実効的に担保するため、是正勧告や改善命令など返上に前置される中間的な是正措置に関する制度も検討すべきである。</p>	<p>電波法の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第6号）により、5G等の周波数の割当てに当たり、5Gのアンカーバンドとして使用される4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も審査できるようになり、既存周波数が有効利用されていない場合は5G等の開設計画の認定を取り消すことが可能となった。</p>

## (2) 周波数移行を促すインセンティブ

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書 P72)</p> <p>「段階的インセンティブ」を導入することについて、関係者からヒアリングを実施した結果、直ちに新たなインセンティブ制度を導入する必要性は認められなかったため、今までと同様に、現行の終了促進措置制度の下で割当ての都度、適切な費用負担の方法を検討することが適当である。</p> <p>なお、公共業務用無線局を対象として平成30年（2018年）4月に割り当てられた1.7GHz帯の終了促進措置では、移動通信事業者が負担する費用範囲について、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費（業務継続費用）が含まれており、それ以前の終了促進措置に比べ、必要なインセンティブの拡充は図られている。</p>	<p>次の終了促進措置を伴う周波数割当てを行う際には、移行対象業務や既存免許人の特性（移行対象設備・移行先周波数・既存免許人の事業規模や財務内容等）を考慮しながら、電波の有効利用のために早期に移行を完了させる観点から適切な費用負担の方法を検討し、開設指針を策定する。</p> <p>また、公共業務用無線局を対象として平成30年4月に割り当てた1.7GHz帯の終了促進措置では、移動通信事業者が負担する費用範囲に、新たに周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費（業務継続費用）を追加しており、円滑な移行が行われている状況。</p>

## (3) 割当手法の抜本的見直し（経済的価値を踏まえた割当手法の導入）

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書 P77)</p> <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象としては、以下の要件のいずれも満たすものとするのが適当。</p> <p>①一定程度のエリアにおいて、同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であること</p> <p>②新たな周波数が割り当てられる場合であって、競争的な申請が見込まれるもの</p> <p>経済的価値に係る負担額の評価に当たっては、既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要。また、審査項目や配点については、これまでもあらかじめ公表しており、今後とも手続的公平性や評価基準の透明性及び事業者の予見可能性を高めるため、継続していくことが望ましい。</p> <p>経済的価値に係る負担額の申請金額の上限について設けないことが適当であり、新たな割当てに直接関係する電波利用環境の整備費用について、その額を幅を持って示すことなどにより事業者の予見可能性を高めることに努めるべき。</p>	<p>電波法の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第6号）により、5G等の電気通信業務用の周波数の割当て（開設計画の認定）にあたり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査することができるよう規定を整備。</p>
<p>(懇談会報告書 P78)</p> <p>申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度については、最近でも、事業者の提訴等でオークション実施時期が遅れたことにより電波の有効利用に影響が生じた事例があることや、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇の懸念といった慎重な意見が多く、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要がある。</p>	<p>諸外国における最近のオークション結果及び今後予定されているオークションの実施スキームについて整理。引き続き、諸外国の最新の動向を注視。</p>

## (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書 P79)</p> <p>新たな周波数割当てに伴う周波数移行や混信対策については、これまでの周波数割当てと同様に当事者間の調整で実施するものであることから、競願手続における申請額から新たな割当てに直接関係する電波利用環境の整備に必要となる費用を差し引いたものが「新たな割当手法により生じる収入」として国に納付されることが適当である。</p> <p>また、電波利用料は、電波利用の共益費用（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用）であるのに対し、新たな割当手法における収入は、割り当てる周波数の経済的価値に対応したものと位置付けられる。このため、新たな割当手法により割当てを受けた者も、電波利用共益事務により受益していると考えられることから、電波利用料を負担することが適当である。</p> <p>そして、新たな割当手法により生じる収入は、無線局全体の受益を直接の目的としていないが、Society 5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることが適当である。</p>	<p>電波法の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第6号）により、5G等の電気通信業務用の開設計画の認定を受けた事業者は申し出た金額（特定基地局開設料）を国庫に納付することとし、特定基地局開設料の収入はSociety 5.0の実現に資する施策に充てることとなった。</p>

## (5) 二次取引の在り方の検討

提言の内容	対応状況
<p>(懇談会報告書 P83)</p> <p>現時点では、電波の有効利用という観点から二次取引の導入を求める積極的かつ具体的意見はなく、関連する要望を述べた意見も、MVNOの一層の促進により、実現しうると考えられる。</p> <p>また、今回の制度見直しでは、携帯電話等を対象とした新たな返上制度を検討するとともに、携帯電話等以外のシステムについても、利用状況調査及びその調査の結果に基づく評価の充実により、周波数再編のPDCAサイクルを強化するなど、電波の一層の有効利用を確保する措置を検討している。</p> <p>このため、まずは現在検討している上記の制度見直しを進めた上で、5G など新たな周波数利用が進展し、併せて周波数共用が一層促進される中、二次利用に関する具体的ニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当である。</p>	<p>MVNOのより一層の促進を図るため、平成30年度の5G用周波数割当てに関する開設指針（平成31年1月24日告示制定）において、事業者が最低限満たすべき基準（絶対審査基準）及び競願時審査基準としてMVNOに関する評価項目を設定するとともに、競願時審査の配点について、他の評価項目と比べて重み付けを実施。</p> <p>さらに、5G導入のための周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項については、今後の周波数割当てにおいて計画の進捗状況等を審査基準として評価する方針を公表。</p>